

日本相続学会 学会賞選考委員会ならびに表彰規程

(目的・総則)

第1条 本学会に、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞を設け、日本相続学会会員（以下、「本学会会員」とする。）を表彰することにより、円満かつ円滑な相続が広く社会に普及し、国民生活の向上に寄与することを目的とする。本規程は、日本相続学会の表彰運営事務の詳細について規程する。

(賞の種類)

第2条 学会賞の種類は次の通りとする。

- 一 論文賞
- 二 論説賞
- 三 著作賞
- 四 業績賞

(論文賞)

第3条 論文賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する研究論文を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本学会会員に授与する。

(論説賞)

第4条 論説賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する論説を発表し、本学会の発展に著しく寄与し、その意義や貢献が多大であると認められる本学会会員に授与する。

(著作賞)

第5条 著作賞は、過去2年間に、相続に関する著しい貢献をしたと認められる学術的な著作又は相続問題の啓発及び教育に著しい貢献をしたと認められる実務的な著作を発表した本学会会員に授与する。

(業績賞)

第6条 業績賞は、相続に関する取り組みおよびそれにかかる制度等に関して、社会的な評価を受け、又は将来の発展に寄与すると認められる業績を発表した本学会会員に授与する。

(学会賞選考委員会)

第8条 表彰に関わる委員会として学会賞選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 本委員会は、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞について書類選考を行う。

3 委員会は8名以内の委員をもって構成する。

4 委員長・副委員長・委員は、理事会において選出する。

5 委員は、会員の中から学会を構成する諸分野の均衡に留意して理事会が選任し、会長が委嘱する。

6 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。

7 委員長・副委員長・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選考手続)

第9条 委員会は毎年、会告等の方法により、会員に対し、上記4賞に相応しい者の推薦を依頼する。委員会は、各賞の候補者を理事会に推薦し、理事会が受賞者を決定する。

(学会賞)

第10条 各賞について、賞状を贈呈する。

(表彰)

第11条 学会賞は、選考委員会の報告に基づいて理事会において決定し、原則として毎年の通常総会又は研究大会において授賞理由を公表し、これを授与する。

附則

この規程は、平成27年12月15日より施行する。